

基本目標2 日々の暮らしやすさを紡ぎ、だれもが住み続けられるまち【活】

2-1 地域コミュニティ

現状と課題、基本的な考え方

<住民自治・コミュニティ>

【現状と課題】

町内には市街地・農村地区を合わせて65の自治会が存在し、これまで地域活動の中心的な役割を担ってきました。しかし、近年、自治会活動の中心となる役員等の高齢化が進み、新たな担い手の確保が喫緊の課題となっています。住民のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、自治会への加入率低下が見られ、従来の自治会活動だけでは地域全体のニーズを十分に捉えきれない現状にもあります。地域への関心はあるものの、具体的な活動への参加に繋がらない住民、特に若年層や子育て世代など、情報提供の方法や活動内容が、住民の多様な関心やライフスタイルに合致していない可能性があります。自治会以外のボランティア団体、地域団体、NPO、サークル活動など、多様な主体による地域活動の存在は確認されるものの、それらの連携や情報共有は限定的な状況です。

また、地域コミュニティ活動の拠点である集会施設の老朽化が進行しています。活動の安全性や快適性など利用しやすい環境を作るため計画的な維持管理や修繕が必要な現状があります。

【基本的な考え方】

- すべての住民が主体的に地域に参画し、多様なつながりを通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる持続可能な地域コミュニティの形成を目指します。
- 自治会を核としつつも、ボランティア団体、地域団体、NPO、個人など、多様な主体が地域課題の解決や魅力向上に向けて連携・協働できる仕組みを構築し地域全体の活動の相乗効果を高めます。
- 若年層や子育て世代、転入者など、新たな視点やスキルを持つ人材が地域活動に参画しやすい環境を整備するとともに活動への参加意欲を高めるための情報提供や、多様な機会の創出、活動の魅力発信を強化します。
- 施設の老朽化対策として、中長期的な視点に立った計画的な維持管理、修繕、必要に応じた改修・複合施設化等を推進し、誰もが利用しやすい安全で快適な環境を確保します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)まちづくり活動の促進	①くらし安全まちづくり条例に基づいた実践活動の支援充実【町民活動課・町民活動 G】	「くらし安全まちづくり条例」に基づき、災害などから町民のいのちを守る活動が、町民一人ひとりの「自分ごと」としてとらえられ、主体的に行動できるよう、地域防災力の強化や多様な主体との連携を推進して防災意識の向上と実践的な知識の普及などについての支援を充実します。
	②まちづくり団体による活動促進【町民活動課・町民活動 G】	「びほろの活力共創事業」は、地域団体が自ら地域の活性化や課題解決に取り組む上での支援策です。この事業を最大限に活用し、地域をより良くするための活動が活発に展開されるよう、事業内容の周知と理解促進、企画・実施段階における伴走支援、多様な団体の参画促進などの支援を充実します。
(2)コミュニティ活動の促進	①コミュニティ組織や人材の育成と組織の活動支援【町民活動課・町民活動 G】	地域コミュニティが持続的に発展し、多様な住民活動が活発に行われるよう、コミュニティ活動の基盤強化と持続性の確保のため、既存の活動を尊重のうえその発展を目指すことを第一に捉え、さらには多様なコミュニティ活動への支援拡充や、地域貢献に関心のある住民が、気軽に地域活動に参加できるようなきっかけづくりや、活動への参画を促す仕組みを構築するとともに、それぞれのコミュニティ活動の意義や活動を通じて生じる町民間のつながりの形成など、コミュニティ活動の魅力発信を行うことで、若年層や子育て世代、転入者などが地域活動に関心を持ち、関われるような取り組みを推進します。

	(地域コミュニティの中核を担う「自治会」の推進)	現在、特に本町において地域コミュニティの中核を担っている「自治会」について、地域の繋がりや土台づくりとして、災害時等の相互扶助を念頭に置いた身近な近隣ネットワークの維持・継続を基本とした、持続可能な自治会運営のあり方について、自治会連合会をはじめ各地域自治会と共に検討を進め、地域のつながりと自治機能の強化を図ります。
	②コミュニティ施設への支援【町民活動課・町民活動G】	地域住民の交流や多様なコミュニティ活動の拠点である施設が、安全かつ快適に利用され、活動が継続・発展できるよう、施設の安全性の確保と機能維持、利用促進を図ります。
(3)地域活力の基盤となる集会室の整備		地域住民の交流や多様なコミュニティ活動の基盤となる集会室について、将来にわたり持続可能な形でその機能を維持・発展させるため、「公共施設等総合管理計画」および「修繕計画」に基づき、集会室の現状評価を継続的に行い、安全・快適な利用環境の確保を図ります。一方で、施設の維持管理コストの最適化を図るため、機能や役割の重複、利用頻度などを踏まえた統廃合の検討も行います。これにより、限りある資源を効率的に配分し、全体として地域住民の活動拠点を確保します。

現状と課題、基本的な考え方

<広報>

【現状と課題】

町では広報誌とホームページによる情報発信を主とした情報発信を継続しています。広報誌は必要な情報が町民に伝わるようレイアウト等のより一層の工夫と、1人でも多くの町民に情報提供がなされる体制の検討が必要です。ホームページは令和7年3月にリニューアルし、スマートフォンやタブレットなど多様な端末で閲覧しやすく、かつ更新された情報とコミュニケーションアプリ（LINE）が連携し登録者に更新情報が配信されるなど、時代に合わせた運用を行っています。一方、ホームページやLINEの利用が困難な層に対する情報格差への対応も必要です。

【基本的な考え方】

- 広報誌、ホームページ、SNSなど情報提供の手段が多様化している現状を踏まえ、今後はホームページやSNSを基本としつつ、情報を伝えたい世代と発信したい情報に応じた媒体を選びながら情報発信を行っていきます。
- 情報提供・共有はまちづくりの基本であり、その重要性も増していることから、より公平で開かれたものとするためにさらなる充実を目指します。

<広聴>

【現状と課題】

広く町民の声を聴くため、毎年地域と懇談の場を設けているほか、関係機関・団体等と意見交換を行うまちづくりミーティングを開催し、町が実施する各種施策に反映させていきます。また日々の暮らしの悩みや相談ごとを聞く機会を随時設け、町民にとって利用しやすい体制を継続しています。今後、さらに特定の関係団体に限らず多様な世代や層からの意見集約や収集手段、行政に対する提言や要望の見える化と反映の仕組みを検討するとともに、意見交換の実施を広報等で周知していく必要があります。

【基本的な考え方】

- 関係機関・団体や町民から寄せられる意見や要望は大変重要なものであり、各種施策の充実につながるものであることから、様々な手法を活用しきめ細かく要望等を把握し、行政に対する理解と信頼を深めていくための取り組みを引き続き継続・充実させます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)広報の充実	①広報誌の充実【町民活動課・広報相談 G】	広報誌を見る動機づけに対する取り組みをはじめ、広報誌の役割と機能を再定義し、限られた紙面を最大限に活用しながら、町民にとって本当に必要な情報が届くように改善を図ります。厳選された重要情報の伝達、情報への「入口」としての機能、情報の優先順位付けと精査、デジタル媒体との連携強化、紙面デザインの工夫により「町の最も重要な情報を伝える要約版」としての役割を担い、町民が必要な情報にストレスなくアクセスできる環境を整備します。
	②美幌町ホームページの充実【町民活動課・広報相談 G】	町のホームページは、単なる情報発信の場から、町民にとっての総合的な情報ポータルサイトへと進化させます。現在のウェブ技術と機能（サブサイト、コミュニケーションアプリ連携など）を最大限に活用し、町民の利便性向上と情報の効果的な伝達を目指し「いつでも、どこでも、誰もが、必要な情報に簡単にアクセスでき、町とつながることができる」プラットフォームとしての役割を確立します。
	③情報提供の多様化に向けた取り組み【町民活動課・広報相談 G】	町民への効果的な情報伝達と複数媒体での同時配信を実現するため、時代にあった SNS 等の情報発信媒体の拡大と最適化、また全職員が情報発信の重要性を認識し、積極的に情報提供を行う体制を整備します。情報発信の手段と質を向上させ、町全体で「情報を発信する力」を高め、町民が必要な情報をタイムリーかつ効果的に受け取れる環境を整備します。

	④まち育出前講座の充実【町民活動課・広報相談 G】	町民の生涯学習とまちづくりへの参加意欲を一層高めるため、講座メニューの拡充と多様化を図り「まち育出前講座」の質と内容をさらに充実させます。町民がまちづくりに主体的に関わり、学びを深めるための重要な機会として発展させていきます。
	⑤情報提供の官民連携に向けた取り組み【町民活動課・広報相談 G】	町がこれまで培ってきた情報発信の基盤を活かしつつ、民間組織や地域団体が持つ専門性やノウハウ、独自のネットワークを連携することで、より効果的で質の高い情報発信体制を構築します。
	⑥情報格差の解消【町民活動課・広報相談 G】	デジタルツールを活用した情報発信をさらに強化しつつも、それらの利用が困難な町民に対しても、公平に、そして確実に必要な情報が届くような多角的な情報提供体制を構築します。
(2)広聴の充実	①町民からの相談体制の充実【町民活動課・広報相談 G】	現状の相談窓口の維持・改善に加え、町民の利便性向上、専門性の強化、そして積極的な情報発信により、町民が「困ったときに頼れる場所」として、さらに利用しやすく、そして役立つ体制を構築します。
	②町民との意見交換の機会充実【町民活動課・広報相談 G】	町民の皆様の声を行政施策に活かすため、「まちづくりミーティング」をはじめとするこれまでの意見交換の場を大切にしつつ、より多様な声に耳を傾け、積極的に行政が直接町民の声を聞く機会を創出します。また意見の見える化と反映の仕組みを検討し、町民の納得感と参加意欲を高めます。

2-3 人権・多様性

現状と課題、基本的な考え方

<人権・多様性尊重の推進>

【現状と課題】

町では、人権擁護委員や女性団体が中心となり、これまで「人権」と「男女共同参画」それぞれの分野において、啓発活動や環境整備を進めてきました。小中学校での人権教室や講演会の開催、犯罪被害者支援条例の制定、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入などの取り組みが行われています。

一方で、現状においては、男女共同参画施策の継続に向けた担い手の確保や、女性団体主体にとどまらない多様な属性を持つ町民の参画促進、町民全体の理解度向上が引き続き課題となっています。また、インターネット上の誹謗中傷や差別など、新たな人権課題への対応も求められており、制度の認知度向上と利用促進、多様な人権課題への対応、町民の当事者意識の醸成が必要です。

これらの課題は、性別だけでなく、年齢、障がい、国籍、性的指向、性自認など、多様な背景を持つ人々が、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、地域社会に参画する上で共通するものです。町民一人ひとりが、互いの多様性を認め尊重し、誰もが安心して自分らしく生きられる共生社会の実現に向け、一層の取り組みが求められています。

【基本的な考え方】

- 町は、誰もが個人として尊重され、差別を受けることなく、等しく尊厳を持って生きる権利という人権の普遍的な理念に基づき、性別、年齢、障がい、国籍、性的指向、性自認など、あらゆる属性に関わらず、すべての町民がその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画できる共生社会の実現を目指します。
- 国の「男女共同参画基本計画」等も踏まえつつ、人権擁護委員や関係機関・団体、そして多様な町民との連携を強化し、人権・多様性尊重に関する意識啓発と学習機会の提供を推進します。セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）等の防止に向けた啓発と関係機関との連携充実を図るとともに、犯罪被害者支援や相談窓口の継続的な運営を通じて、不当な不利益を受けない環境整備に努めます。
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度向上と利用促進を図り、多様な生き方を尊重する社会基盤を強化します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)人権を尊重したまちづくり	① 人権擁護の啓発 【町民活動課・広報相談 G】	継続的な啓発活動の強化を行い、より多様な世代や層に人権の大切さを伝えるための新たな啓発手法や機会を検討し、町民全体への波及効果を高めます。また、相談対応体制と連携の強化により相談者が抱える問題の早期解決と、それぞれの状況に応じたきめ細やかなサポートを実現します。
	② 犯罪被害者に対する支援【町民活動課・広報相談 G】	「犯罪被害者等支援条例」に基づき、日常生活支援、雇用の安定支援など必要な支援策を推進していきます。
	③ LGBTQ に対する理解促進【町民活動課・広報相談 G】	町民一人ひとりが LGBTQ（性的マイノリティ）について正しく理解し、偏見や差別をなくしていく取組を進めていくことで、誰もが自分らしく、そして安心して暮らせ、多様性が尊重される社会の形成を目指します。
(2)男女共同参画社会の推進	① 男女共同参画についての理解促進【町民活動課・広報相談 G】	令和 8 年度に策定する「第 5 次びほろ男女共同参画プラン」に基づき、町民一人ひとりの男女共同参画の重要性への理解促進に努め、日常生活や地域活動で実践できるよう、継続的な啓発活動を展開します。
	② 各種委員会等への女性登用【町民活動課・広報相談 G】	町の各種審議会や委員会等への女性登用状況について、引き続き定期的な調査を実施し、現状を把握します。また、女性登用率目標は、国の目標値を参考としつつも、本町における現状を踏まえ設定し、この目標達成に向けて各部局への女性委員登用の働きかけを強化します。

	③セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）の防止に向けた広報及び相談の充実【町民活動課・広報相談 G】	誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、引き続き相談窓口を継続・充実させるとともに、被害の未然防止や早期発見につながるよう、広報媒体を活用した啓発を強化し、相談窓口の周知徹底を図ります。 また、警察、医療機関、福祉機関など関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援体制を構築し、実際の事例があった場合に素早い行動が取れるようサポートします。
--	--	---

2-4 地域の安全対策

現状と課題、基本的な考え方

<交通安全>

【現状と課題】

近年、全国・全道的に交通死亡事故は減少傾向にあるものの、悪質な飲酒運転や無謀な運転による悲惨な事故は依然として発生しており、尊い命が失われるケースがあります。本町の交通安全活動の現状としては、町民の交通安全運動への意識は高く、運転者への街頭啓発、幼児・児童生徒・高齢者等への交通安全教室開催など総ぐるみの取り組みにより、交通事故抑止に効果を上げています。今後、幼児から高齢者まで、全世代における交通安全意識をさらに高めるための学習機会の継続的な提供、そして特に、事故の被害者となりやすい高齢者向けの指導・啓発、高齢者の交通事故を未然に防ぐための継続的な取り組みが必要です。また、小中学生への自転車用ヘルメットの無償配布を引き続き実施し、自転車走行時の交通事故防止に努める必要があり、運転者への歩行者優先の徹底、および全年齢層への自転車走行時の交通ルールの遵守に関する指導・啓発の強化が必要です。

地域住民からの要望を適切に把握し、関係機関との連携を強化のうえ、交通施設の点検を充実させ、安全な環境整備をさらに推進し、交通事故の発生を未然に防ぐための取り組みを強化する必要があります。

【基本的な考え方】

- 交通事故がもたらす社会的・経済的損失の大きさを認識し、悲惨な交通事故を防止するため、町、警察署等の関係行政機関、関係民間団体との緊密な連携を強化し、効果的な施策を推進します。
- 町民の主体的な交通安全活動を積極的に支援し、また全世代を対象とした交通安全教育の機会を継続的に提供することで、「交通安全意識の啓発は家庭から地域から」を基本理念とし、町民参加・協働型の交通安全活動を推進します。
- 特に高齢者や自転車利用者の安全対策に重点を置くとともに、交通安全施設の整備・点検を計画的に実施し、安全な交通環境の維持・向上を図ります。

<防犯>

【現状と課題】

近年、特殊詐欺による犯罪が急増しており、年齢や属性に関わらず誰もが被害者となる可能性があります。巧妙な手口は町民の財産を脅かすだけでなく、地域社会全体の安心感を損なっています。日頃から町民一人ひとりの防犯意識を高めることが不可欠です。地域

ぐるみでの声掛けや、防犯活動への積極的な参加が求められます。防犯に関する活動は、主に各防犯団体が自主的に実施しています。これらの団体との連携をさらに深め、巡視活動や広報啓発活動を強化することで、地域全体の防犯意識を向上させる必要があります。特殊詐欺を含む犯罪の背後には、暴力団などの反社会的勢力が関与しているケースも少なくありません。地域から暴力団を排除し、暴走運動を更に推進していく必要があります。

防犯灯は平成 30 年度に LED 化が完了しており、町が維持管理を行っています。

【基本的な考え方】

- 地域が一体となり、安全で安心して暮らせるまちを目指します。
- 多様な媒体を活用するとともに、地域や防犯団体、警察、学校など一層の連携を深め、特殊詐欺や窃盗、不審者情報など具体的な犯罪手口や被害事例を積極的に共有することで、町民の防犯意識の向上と注意喚起を図り、合同での防犯パトロールや見守り活動を強化し、地域の防犯力を高めます。
- 暴力団等追放推進協議会との連携を強化し、引き続き地域からの暴力団排除に向けた意識啓発と具体的な対策を推進します。
- 既存の防犯灯の適切な維持管理に加え、配置の最適化を図ります。
- 警察や地域からの防犯に関する情報を集約し、犯罪の傾向や発生場所などを分析することで、より効果的な防犯対策を立案・実施のうえ、町民が安心して情報を報告できる相談窓口の充実を図ります。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)交通安全活動の推進	①点検体制及び交通安全対策の充実 【町民活動課・町民活動 G】	道路管理者等の関係機関との連携を密にし、定期的な点検に加え、街頭指導や巡回活動と一体的に、道路や通学路の安全確認を実施します。これにより、危険箇所や不具合を早期に発見し、迅速に危険箇所の改善や必要な標識の設置等につなげます。また、引き続き、カーブミラーや砂箱の管理を行い、安全対策に務めます。

	②交通安全啓発活動の充実【町民活動課・町民活動 G】	町民が主体的に参加する交通安全の街頭啓発活動を継続して実施します。これに加え、交通安全関係団体が行う啓発活動に対しても積極的に支援を行います。これにより、地域全体で交通安全意識を高めるための多様な取り組みを推進します。
	③交通安全学習機会の充実【町民活動課・町民活動 G】	全世代を対象とした段階的な交通安全学習の提供を行います。これまでと同様に、保育園、小中学校などでの交通安全教室を継続し、子どもの頃からの交通ルール・マナーの定着を図ります。また、地域や老人クラブなどの活動機会を積極的に活用し、全世代が交通ルール・マナーを再確認できるよう、実践的な学習機会を創出します。これにより、年齢や特性に応じた継続的な交通安全意識の向上を目指します。
	④高齢者の交通安全対策の推進【町民活動課・町民活動 G】	高齢者等の交通事故防止に資するため、「高齢者等運転免許自主返納等支援事業」を継続して実施します。また、地域や老人クラブなどの活動機会を積極的に活用し、高齢者が参加しやすい形で交通安全に関する学習機会を設け、交通安全意識の向上と実践につなげます。これにより、高齢者の交通事故を未然に防ぎ、安全で安心な地域社会の実現を目指します。
	⑤交通安全指導体制の強化【町民活動課・町民活動 G】	交通安全指導員の専門性向上を図るため、継続的な研修を実施し、指導員の育成と資質向上に努めます。また、交通安全関係団体との連携をさらに強化し、効果的な交通安全指導を共同で実施できる体制を確立します。これにより、地域における交通安全指導の質と量を向上させ、より実効性のある啓発活動を展開します。
	⑥自転車走行時の事故防止に向けた取組【町民活動課・町民活動 G】	町民が安全で快適に自転車を利用できる社会の実現を目指し、自転車利用者の交通安全意識の向上、交通ルールの徹底、そして安全な交通環境の整備を総合的に推進し、自転車に関連する悲惨な事故を未然に防止します。

(2)防犯対策の推進	①防犯・暴迫など各活動推進【町民活動課・町民活動 G】	防犯・暴迫活動団体への支援を継続・強化し、地域と一体となって町民の防犯意識を高めます。特に近年増加する特殊詐欺対策に注力し、被害者を一人も出さないことで、その資金源となる暴力団の活動を根絶していきます。
	②防犯に関する注意喚起【町民活動課・町民活動 G】	町は、防犯関係団体が行う啓発活動を積極的に支援します。また、町広報紙やホームページを通じて、多様な防犯情報や犯罪手口の内容を継続的に発信し、町民一人ひとりの防犯意識向上と具体的な危険への注意喚起を促進します。
	③相談窓口の充実【町民活動課・町民活動 G】	高齢者や子ども、情報弱者と呼ばれる人々を孤立させないためのきめ細やかな対策が急務となっており、効果的な防犯対策を立案し、実施していきます。また、町民の情報提供や相談が遅れてしまわないよう、気軽に安心して相談できる窓口を整備のうえ、町民一人ひとりがより安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。
(3)犯罪を防ぐ環境整備	①夜間における防犯対策【町民活動課・町民活動 G】	夜間における町民の安全を確保するため、防犯灯の適切な設置、維持管理、計画的な更新を継続し、地域住民が安心して通行できる環境を整備のうえ犯罪の起きにくい明るいまちづくりを進めます。

2-5 公共交通

現状と課題、基本的な考え方

<公共交通の充実>

【現状と課題】

本町における公共交通は、JR 石北本線、北見・津別を結ぶ路線バス、市街地路線バス、デマンド型申込バス「もーびー」、町内農村地区から中心市街地への乗合タクシー、混乗スクールバスなど、多様な公共交通機関が地域住民の足として利用されています。近年は、人口減少に伴い、公共交通の利用者が減少傾向にあります。また、公共交通の運行を担う運転手の確保が困難になっているなど、利用者減少と運転手不足が重なり、公共交通の維持・確保が困難になりつつあるなか「美幌町地域公共交通計画」に沿った更なる公共交通の維持・確保に向けた取り組みを進める必要があります。

【基本的な考え方】

- 町民の生活を支える公共交通の維持・確保と利便性向上を目指し、町民や地域からの要望を把握・検討し、関係機関と連携を図りながら、運行ルートの見直し、ダイヤの最適化、乗継ぎの改善など既存の公共交通の効率的な運行と利便性向上に取り組みます。
- 公共交通の安定的な運行に不可欠な運転手の確保に向け、事業者と連携し、新たな担い手の確保に向けた情報発信など、具体的な対策を実施します。
- 公共交通の利用機会の創出などを通じて、「利用者が乗って行きたい」と感じるような、選択される交通手段とするための意識改革を促す取り組みを進めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分	施策の内容
-------	-------

(1)総合的な公共交通体系の構築	①交通網形成における協議・検討【町民活動課・町民活動G】	次期公共交通計画の策定を視野に入れ、現在の公共交通が抱える課題を解決するための具体的な方策を検討します。また、地域の実情に合わせた、誰もが利用しやすく、将来にわたって維持できる公共交通の仕組みを築き、生活を支える足を確保し、地域全体の活性化を図ります。
(2)公共交通の利用促進	①利用者の意識改革と行動変容の促進【町民活動課・町民活動G】	公共交通の重要性を理解し、積極的に利用しようとする「利用者の意識改革」と「行動変容」を促すために、「乗る」という行動や、「マイカー」から「公共交通」への転換を促し、一人ひとりが主体的に行動を変える意識を持ってもらう取り組みを行います。
(3)バス路線の充実	①バス路線の利便性の向上と利用促進【町民活動課・町民活動G】	バス路線やデマンドバスが、町民の皆さまにとってさらに利用しやすく、無駄のない運行になるよう、バスやデマンドバスの乗降調査などを実施し利用実態の正確な把握を行います。それを基にバス路線のルートやダイヤの見直し、バス停の環境改善、デマンドバスの運行方法の改善など、より効率的で利便性の高い運行体制の検討を重ね、効率的で利用しやすく、無駄な運行をなくします。あわせて、不足している運転手の確保の取組を継続することで、持続可能な公共交通の実現を目指します。
	②混乗スクールバスの効率的運用【学校給食課・学校給食G】	登下校便（各1便）に合わせて運行している混乗バス8路線（豊岡線1、報徳線1、古梅線2、豊幌線1、栄森線1、田中線1、日並線1）については、今後の義務教育学校の開校又は統合地区における児童生徒数の減少を見据えた路線の統合並びに運行ルートの抜本的な見直しを行います。加えて、単なる規模縮小にとどまらず、児童生徒の通学に支障を来さない安全かつ確実な移動手段を確保しながら、より円滑で持続可能な運行体制の構築を目指します。

(4)鉄道の充実・確保	①鉄道利用の促進 【町民活動課・町民活動 G】	JR 石北本線は、町の基幹産業である一次産業の物流や、町民の通学・通院など、日々の生活に欠かせない重要な交通機関です。この重要な鉄道を守り、さらに利用を増やすため、沿線自治体との連携強化、利便性向上と魅力づくりをはじめ、町として、鉄道利用を促進するための独自の助成制度により利用促進を行います。
	② J R 石北本線の路線及び安全確保と利便性向上への要望【町民活動課・町民活動 G】	町にとって非常に重要な交通インフラである JR 石北本線が、今後も安定的に運行を続けられるよう、他の沿線自治体と引き続き緊密に連携し、共通の課題意識を持って、協力しながら積極的な要望活動を行っています。
(5)乗合タクシーの利用促進	①乗合タクシーの利便性の向上と利用促進【町民活動課・町民活動 G】	人口減少が進む中でも、乗合タクシーは農村地区にお住まいの方にとって、病院や買い物など、日々の生活を支えるための貴重な移動手段です。今後も安心して利用いただけるよう、継続した運行支援を行います。

2-6 国際交流

現状と課題、基本的な考え方

＜国際交流の推進＞

【現状と課題】

現在は主に町内高校生の友好姉妹都市ケンブリッジ高校への短期留学による交流が中心となっています。交流事業が高校生に限定的であり、ケンブリッジ高校からの留学生の来町も途絶え、それに伴いホームステイ受け入れボランティアとの関係性が希薄化するなど、町民全体の国際理解促進や交流機会の創出が十分ではありません。

【基本的な考え方】

- 町民全体が国際理解を深め、多様な文化に触れる機会を創出することで、国際化や地域活性化への対応可能な人材を育成し地域社会の発展を目指します。
- 高校生の短期留学事業を継続・充実させつつ、オンライン交流など、交流の形態を多様化します。
- 学生だけでなく、町民や地域団体など多様な主体が参加できる全町的な国際交流を促進します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)国際交流の推進	①国際交流に関わるボランティア登録の充実【町民活動課・町民活動G】	友好姉妹都市との交流活動について、町民全体へ積極的に情報発信を行い、特にホームステイ受け入れなど、ボランティアとして交流に参加するメリットや魅力を具体的に提示し、参加への意欲を高めます。また、町内の国際交流関係団体との定期的な情報交換や意見交換の場を設け、連携を密にしてネットワークを活かし、ボランティア募集や活動支援において協力体制を構築します。

	②友好姉妹都市を中心とした、地域間交流活動の充実【町民活動課・町民活動G】	高校生の短期留学事業は継続して実施し、未来を担う若者の国際感覚を育む機会を提供します。これに加え、町の特色である農業などの産業分野における専門的な交流を促進し新たな機会の創出を行います。また、インターネット等デジタル技術を活用した交流の強化も図り、全町的な国際交流活動へと発展するよう、情報発信と参加促進を強化します。
--	--	--

2-7 社会保障

現状と課題、基本的な考え方

<社会保障による支援>

【現状と課題】

国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人あたり医療費が増加傾向にあります。

このことから、制度の安定的な運営のため、特定健康診査の受診率向上や特定保健指導等の保健事業の拡充による健康寿命の延伸及びジェネリック医薬品の更なる普及促進を図るなど、医療費の適正化に向けて取り組むとともに、保険税（料）の収納対策をより一層推進する必要があります。

国民健康保険の都道府県単位化により、北海道が財政運営の責任主体となったこと、さらに加入者負担の公平化に向けて、令和12年度からの保険料水準の統一が図られる予定であり、町としては、被保険者の資格管理、適正な保険税の賦課徴収による収納確保に努め、安定的な運用を推進する必要があります。

【基本的な考え方】

- 国の制度改正を踏まえ、医療費の適正化を図り、国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ります。国民健康保険制度の改正を踏まえ、これまでどおり身近な窓口として、国民健康保険事業で美幌町が担う役割を果たします。
- 健診の周知や重要性を町民に伝えるとともに、特定健診などの各種検診等の充実を図り、医療費の抑制に努めます。
- 保険税（料）が滞納とならないよう納期ごとの督促及び迅速な納付催告、また、納税者の利便性向上のため、公金の電子納付を推進するなど、早期収納に努めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分	施策の内容
-------	-------

(1)国民健康保険事業の推進	①国民健康保険事業の健全な運営と適正な課税及び収納【戸籍保険課・医療給付 G】	北海道の国民健康保険は、加入者負担の公平化に向け、令和 12 年度より保険料水準の統一を実施予定であり、道内全市町村で統一保険料（税）率による賦課となり、都道府県単位化となりますが、道と町のそれぞれの役割を担い、特定健診の推進等により医療費の抑制を図りながら、安定的な運営、適正な課税及び収納に努めます。
(2)高齢者医療制度の推進	①後期高齢者医療保険制度の推進【戸籍保険課・医療給付 G】	後期高齢者医療保険制度の周知、啓蒙啓発、被保険者の資格管理、適正な保険料の賦課徴収による収納確保に努め、安定的な運用を図ります。